

# 「ASEAN 地域における道産食品輸出拡大支援事業」 企画提案指示書

## 1 委託する業務名

「ASEAN 地域における道産食品輸出拡大支援事業委託業務」

## 2 業務の目的

シンガポール及びタイ（以下「各国」という。）へのさらなる輸出拡大に向け、道産食品のPR及び販路拡大を図るため、海外に設置している北海道どさんこプラザ（以下「海外どさんこプラザ」という。）を活用し、輸出に取り組む道内食品製造事業者及び農畜水産物の生産者など（以下「道内食関連事業者」という。）を支援する企画提案を民間から公募し、優れた提案をした者に事業の実施を委託する。

## 3 委託業務の内容

委託する業務の内容は次のとおりとし、海外どさんこプラザ（※）との連携により、効果的な事業の実施を図るものとする。業務の遂行に当たっては、事業を円滑に進められるよう、具体的な取組については、北海道経済部食関連産業局食産業振興課（以下「食産業振興課」という。）及び海外どさんこプラザ運営者と協議の上実施すること。

※海外どさんこプラザ一覧

店舗名	場所
北海道どさんこプラザミレニアウオーク店	ミレニアウオークショッピングセンター
北海道どさんこプラザグレートワールドシティ店	グレートワールドシティ
北海道どさんこプラザバンコク店	サイアム高島屋

### (1) テスト販売の実施

各国で販売開始後1年以内の食産業振興課が認めた道産食品（道内で生産、製造又は加工が行われ最終消費者に対して販売することができる食品をいう。）について、海外どさんこプラザにおいて期間を定めてテスト販売を行い、期間終了後に商品の好不調の要因、改善が望ましい事項等を道に報告すること。

〈海外どさんこプラザにおけるテスト販売制度の紹介〉

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/103176.html>

その他、具体的な実施方法や手続きは、北海道どさんこプラザテスト販売実施要領（以下、「テスト販売実施要領」という。）によるものとする。テスト販売実施要領については、参加表明書の提出期限まで食産業振興課にて配布する。

シンガポールの食品業界団体であるシンガポール食品製造者協会（以下「SFMA」という。）の会員企業等より、道産食品の現地市場への適合性や改良ポイント等の意見をもらうこと（以下「モニター調査」という。）

ア モニター調査対象商品は、テスト販売実施商品とすること。

イ SFMA会員企業等の現地企業へ試食試飲を実施の上、商品に関する意見徴取をすること。

ウ 意見をもらう現地企業の選定については、食産業振興課と協議の上、決定すること。

※シンガポール食品製造者協会（SFMA）の紹介

<https://www.sfma.org.sg>

・1967年設立の420以上の会員を擁する国内最有力の業界団体

・シンガポール国内で、世界各国のメーカーが参加する商談会・展示会を開催

### (2) どさんこプラザのワイン試飲コーナー設置による利用動向調査

各国のどさんこプラザにおいて、ワイン試飲コーナーを設置し、利用動向等のデータを収集すること。

ア 設置期間については、後述する（4）の各国で実施するフェアの効果を最大限活かす

- ため、フェア期間以上の日数とすること。
- イ 設置場所については、食産業振興課と協議の上決定すること。
- ウ 販売員を1名以上配置し、商品説明を行うこと。
- エ データの内容は、食産業振興課と協議の上、決定すること。

(3) 各国における商談会の実施

- ア 各国において、現地バイヤー等を集め、北海道産ワインを中心とした道産食品の商談機会を各国1回以上設けること。
- イ 道内食関連事業者の募集及び選定については食産業振興課と協議の上決定すること。
- ウ 食品の商談会について、商談件数の目標を設定すること。  
なお、過年度の商談件数の実績は下記のとおり。

〈過年度の実績〉	
令和7年度	
商談会名	商談件数
12.5 北海道食品商談会（シンガポール）（※）	37
1.23 北海道プレミアム食品商談会（タイ）	185
令和6年度	
商談会名	商談件数
1.24 北海道プレミアム食品商談会（タイ）	176
令和5年度	
商談会名	商談件数
11.17 北海道プレミアム食品商談会（シンガポール）（※）	131
1.26 北海道プレミアム食品商談会（タイ）	183

※シンガポールでの食品商談会について、令和7年度は現地食品関係団体の会員企業に参加を呼びかけて実施し、令和5年度は現地バイヤーに参加を呼びかけて実施。

(4) フェア（物販）の実施

- ア 海外どさんこプラザにおいて、一般消費者を対象に、道産食品の現地でのフェア（物販）を各国1回以上実施すること。
- イ フェアの開催期間は、7日以上とすること。
- ウ 道内食関連事業者の募集及び選定については食産業振興課と協議の上決定すること。

(5) SFMAと連携した取組の実施

- ア SFMAと連携し、道産食品の認知度向上及び販路拡大に繋がる取組を実施すること。
- イ 道内食関連事業者の募集及び選定については食産業振興課と協議の上決定すること。

例：シンガポールにおける商談会・フェア  
「Asia Pacific Food Expo」（SFMA主催）  
<https://www.asiapacificfoodexpo.org.sg/index>

(6) 店舗オペレーション指導の実施

海外どさんこプラザ店舗スタッフに対して、商品構成や商品レイアウト、接客サービス等のノウハウを指導する研修を実施すること。

(7) 進捗状況等の報告

定期的に（月1回）事業の進捗状況等について報告すること。

(8) 報告書の作成

上記（1）から（6）の実施結果について、以下の項目を含む報告書を作成すること。

- ア テスト販売及びモニター調査の実施結果
- イ どさんこプラザのワイン試飲コーナー設置による利用動向調査結果
- ウ 商談の実施結果（商談成約件数・金額、商談会全体の概況分析、生産者等アンケート結果、バイヤー等アンケート結果を含む）
- エ フェアの実施結果（売上実績、購買動向、売上分析、生産者等アンケート結果、消費者アンケート結果を含む）
- オ SFMAと連携した取組の実施結果

## カ 店舗オペレーション指導の実施結果

### 4 契約の方法等

#### (1) 契約方法

総合評価一般競争入札

#### (2) 委託期間

契約締結日の日から令和9年(2027年)3月5日(金)まで

### 5 審査基準

審査は次の項目について評価するので、十分留意の上、企画提案書を作成すること。

#### (1) 業務遂行能力全般

- ア 提案者の組織体制が業務実施に必要なかつ十分なものとなっているのか。
- イ 各国の食需要や輸出業務等に関して、十分な知見や実績を有しているか。
- ウ 業務を効率的かつ効果的に実施できる全体スケジュールになっているか。

#### (2) 企画提案内容

- ア テスト販売は、海外どさんこプラザ及びSFMA等の現地企業と連携した事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- イ どさんこプラザのワイン試飲コーナー設置による利用動向調査結果は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- ウ 各国における商談会は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているほか、達成可能な商談件数や成約金額の目標が設定されているか。
- エ フェア(物販)は、海外どさんこプラザと連携した事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- オ SFMAと連携した取組は、事業の趣旨を踏まえた適切な提案となっているか。
- カ 海外どさんこプラザ店舗スタッフに対して、効果的なオペレーション指導を行うことができるか。
- キ 企画全体を通して、具体的かつ実現性が高いものであり、道産食品の海外販路拡大を図る内容となっているか。
- ク 報告書の項目の設定・考え方が適切であるか。

#### (3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定)のいずれかに該当しているか。(認定グレードに応じて加点。)
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード(ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定)のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認証制度」(保健福祉部障がい者保健福祉課実施)の一定以上の認証ポイントを取得しているか。(一定以上の認証ポイントを取得している場合に加点。)
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか。(宣言している場合に加点。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者でも宣言していれば加点。)

### 6 参加資格の要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 法人若しくは法人以外の団体(以下、「法人等」という。)又は複数の法人等で構成する連合体(以下、「コンソーシアム」という。)であること。
- (2) 法人等及びコンソーシアムの構成員は、次の要件を全て満たしていること。ただしアについては、構成員のうち最低1者以上とする。
  - ア 道内に本社又は事業所等を有する法人、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人又は法人以外の団体であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人等を除く。
  - イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、

- 道が行う競争入札等への参加を排除されていないこと。
- カ 次に掲げる税の滞納又は未納がある者でないこと。  
 (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）  
 (イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）  
 (ウ) 消費税及び地方消費税
- キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。  
 (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出  
 (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出  
 (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が、法人等又は他のコンソーシアムの構成員として、この入札に参加する者でないこと。
- (3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。  
 ア コンソーシアムを構成する法人等の間に明確な契約が存在すること。  
 イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

## 7 再委託の禁止

- (1) 次のような場合は、再委託を認めない。  
 ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合  
 イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合  
 ウ 本来、独立した業務として委託できるものを数件まとめて委託した場合において、そのうち1件以上の業務を全部再委託する場合
- (2) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者は、あらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出するものとする。なお、変更がある場合には、遅滞なく、受託者は変更の届出を提出するものとする。  
 ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来たさないとき。  
 イ 再委託することに合理的な理由があるとき。  
 ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。
- (3) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

## 8 参加表明書等の提出

入札への参加を希望する者は、参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類 参加表明書及び添付資料（登記簿謄本（写）、納税証明書等）  
 (2) 様 式 別添様式による。  
 (3) 提出部数 1部  
 (4) 提出期限 令和8年（2026年）4月1日（水）正午（必着）  
 (5) 提出場所 10の（6）のとおり  
 (6) 提出方法 持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれか）による。  
 持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。  
 なお、提出期限である4月1日は正午までとする。

## 9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道から提出の要請を受けた者は、次のとおり必要な書類を提出すること。

- (1) 提出書類 企画提案書及び付属資料  
 （道が実施している、「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合、国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）、宣言書（写し）を提出してください。）  
 (2) 様 式 企画提案書は、別添様式による。  
 付属資料はA4サイズとし、任意様式とする。  
 (3) 提出部数 企画提案書及び付属資料とも12部

- ※ 1部は、提案者名を記載したもの。残りの 11 部は提案者名を記載しないもの。企画提案書の文中に、提案者名を記載しないこと。
- (4) 提出期限 令和 8 年 (2026 年) 4 月 6 日 (月) 正午 (必着)
- (5) 提出場所 10 の (6) のとおり
- (6) 提出方法 持参または郵送 (特定記録、簡易書留、書留のいずれか) による。  
持参の場合、受付時間は土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。  
なお、提出期限である 4 月 6 日は正午までとする。

## 10 その他

- (1) 企画提案  
この企画提案指示書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、理由を付記のうえ、企画の提案を認めることとする。
- (2) 予算に係る留意事項  
本業務は、国の令和 8 年度 (2026 年度) の地域未来交付金事業の採択決定前であるため、国の採択の可否によっては、委託業務の内容について、変更する場合又は事業が中止になる場合がある。  
その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがある。
- (3) 公募手続きにおいて使用する言語、通貨  
日本語、日本円
- (4) 無効となる提出書類  
企画提案書及び付属資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。  
・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。  
・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。  
・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。  
・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) その他  
ア テスト販売制度や食関連イベント等を確認する必要がある場合は、食産業振興課に問い合わせること。SFMA 及び海外どさんこプラザ運営者に直接問い合わせしないこと。  
イ 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。  
ウ 提出された企画提案書等は、総合評価一般競争入札の目的以外には提出者に無断で使用しない。  
なお、特定された者と契約を締結した後は、当該企画提案書等を報告書が納品される日まで閲覧に供する場合がある。  
エ 提出された書類は審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。  
オ 提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めない。  
カ 全ての提出書類は返却しない。  
キ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。
- (6) 問い合わせ先及び参加表明書、企画提案書等の提出先  
〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 (北海道庁本庁舎 9 階)  
北海道経済部食関連産業局食産業振興課マーケティング係 (担当: 秋山)  
電 話 011-231-4111 (内線 26-807)  
011-204-5766 (直通)  
ファクシミリ 011-232-8860